



「まん延防止等重点措置」の適用を受けての 市長メッセージ

- 新型コロナウイルス感染症に関して、宮城県に適用されていた「緊急事態措置区域」が9月12日に解除となり、9月13日より「まん延防止等重点措置」が適用されます。

現在、県内全域での感染者数が減少傾向ではありますが、本市においても、7月後半より感染者の発生が続いており、また変異株の感染力が強いことから、緊張感を持って受け止めております。

- まん延防止等重点措置の適用（期間は、9月13日から9月30日まで）を受け、国の「基本的対処方針」等に沿って、これまで実施してきた対策を拡充・強化することとし、現在発令中の県・仙台市独自の緊急事態宣言も9月30日まで延長することとしています。

- 市民の皆様には、基本的な感染予防対策の徹底のほか、マスクを外し飛沫が飛ぶような会話や大人数での会食は控え、不要不急の外出の自粛やお店が求める感染防止策に積極的にご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、ワクチン接種の有無に関わらず、基本的な感染予防徹底にご協力をお願いいたします。

- なお、市の施設等については、緊急事態措置区域から除外されることを受け、各施設の特性に対応する「業種別感染拡大予防ガイドライン」等を遵守するなど、感染拡大防止対策徹底したうえで開館いたします。公民館、市民会館、児童センター・児童館、震災遺構・伝承館、リアス・アーク美術館、大曲コミュニティセンター、市総合体育館、市営テニスコート、地域交流センター（ワンテン）、大島開発総合センター、まち・ひと・しごと交流プラザ等については、感染防止対策を徹底したうえで、開館します。

※通常開館利用時間が午後8時を超える施設は、午後8時まで

※各施設の休館日にご注意ください

（裏面に続く）

<飲食店の皆様へ>

- 現在実施している休業・営業時間短縮の要請は9月12日で終了し、あらためて9月13日午前0時から10月1日午前5時までの間、飲食店の事業者に対して、営業時間短縮（午前5時～午後8時）と酒類提供時間の短縮（午前11時から午後7時）の要請が行われます。飲食店を営む皆様にはおかれましては、引き続き営業時間の短縮による感染予防対策に御協力をお願いいたします。
- この時間短縮営業要請に全面的に協力いただいた事業者に対しては、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」が交付されます。本市といたしましては、これまでの休業・時間短縮要請に伴う協力金と合わせ、速やかな支給を進めてまいります。
- 今回の営業時間短縮要請では、「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」による認証を取得した飲食店は、要請の対象外となり、十分な感染防止対策を講じたうえでの営業が可能となります。また、認証店が営業時間短縮要請に協力した場合には、同様に協力金を支給します。
- 協力金の交付単価（売上高方式の場合）

要請期間		協力金の額 (前年度・前々年度の売上高により変動)
(今回) 9月13日～10月1日		2.5万円～7.5万円/日
(これまで の要請期間)	8月27日～9月12日	4万円～10万円/日
	8月20日～8月26日	2.5万円～7.5万円/日